

平成20年8月5日

特定商取引法違反の訪問販売事業者（訪問販売）に 対する業務停止命令について

本県は、消火器を販売する訪問販売事業者「有限会社総合住宅セイフティ」（宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番19-603号）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）の違反行為を認定し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、平成20年8月6日から21年8月5日までの12か月間、訪問販売にかかる勧誘、申込み、契約締結の各業務について、停止するよう命じました。

認定した違反行為は、勧誘目的の不明示、契約書面記載不備、不実告知です。

有限会社総合住宅セイフティに対する行政処分の内容

1 事業者の概要

- (1) 名称：有限会社総合住宅セイフティ
- (2) 代表者：取締役 榎あや子
- (3) 所在地：宮城県仙台市青葉区一番町一丁目6番19-603号
- (4) 資本金：300万円
- (5) 設立：平成8年1月12日
- (6) 取引形態：訪問販売
- (8) 商品：消火器
- (9) 売上高：約2,400万円（平成20年3月期決算）

2 違反事実の概要（→具体的事例については別紙参照）

- (1) 勧誘目的の不明示（特定商取引法第3条違反）

有限会社総合住宅セイフティ（以下、「同社」という。）は、訪問販売を行う際、「消火器の点検に来ました。消火器を見せてください。」とだけ告げるなど、その勧誘に先立って、同社の名称及び売買契約の締結について勧誘する目的である旨を伝えていませんでした。

- (2) 契約書面記載不備（特定商取引法第5条第2項違反）

同社は、訪問販売契約の締結に際し、消費者に交付する書面に代表者の氏名を記載していませんでした。

(3) 不実告知（特定商取引法第6条第1項第7号違反）

同社は、訪問販売に係る売買契約の勧誘を行う際、「消防から来た。」「昼間は消防の服を着なくてもいいんです。」などと、あたかも自らが消防署員もしくは消防関係者であるかのように告げていました。

3 命令の内容

平成20年8月6日から平成21年8月5日までの間、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る売買契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に係る売買契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る売買契約を締結すること。

4 県消費生活センターへの相談状況（平成19年4月～平成20年6月）

- (1) 相談件数 25件
- (2) 契約者平均年齢 77.7歳

違反事実を認定した主な事例

【事例1】

平成19年11月頃、消費者Aの自宅に男性がやって来た。男性は「消火器の点検に来ました。」と言い、会社名や名前は名のりませんでした。男性は消費者Aに、「消火器を見せてください。」と言うので、消費者Aはすぐに家にある消火器を男性に出して見せました。すると男性は、消火器に貼ってあったラベルを見て、「この消火器は5年も経っているのもう使えません。新しい物に交換する必要があります。」と言い、消費者Aが男性に、「〇〇町から来たんですか。」と聞くと、男性は「そうです。」と答えたので、消費者Aは町の役場の人だと思い安心して、消火器を1本22,800円で買ってしまった。

消費者Aがお金を払うと、男性は、領収証、パンフレット、消火器を置いていきましたが、消費者Aが受け取った書面には、有限会社総合住宅セーフティの代表者の氏名が記載されていなかった。

【事例2】

平成19年11月頃、消費者Bの自宅に男性がやって来た。男性は手に持っていた消火器を置いて、「お宅の消火器は5、6年経ってます。古くなるからそろそろ交換しないとイケないです。」と言った。

消費者Bの家では消火器を5年ごとに消防から買っていたので、消費者Bが、消防から買うから必要ない、と言うと、男性は、「消防から来た。」と言った。消費者Bは、男性が消防団の人がいつも着ている服を着ていなかったもので、どこから来たんですか、消防の服を着ていないね、と聞くと、男性は「仙台から来た。昼間は消防の服を着なくてもいいんです。」と答えた。

消費者Bは、男性が仙台から来たと言ったので不思議だと思いながらも、消防署の関係の人と思い、消火器を1本22,800円で買ってしまった。

数日後、法被を着た地元の消防団の人が、消費者Bの自宅に消火器の点検に来たことから、消費者Bはこのとき初めて消防署とは全く関係がない有限会社総合住宅セーフティから騙されて買わされたことに気付いた。